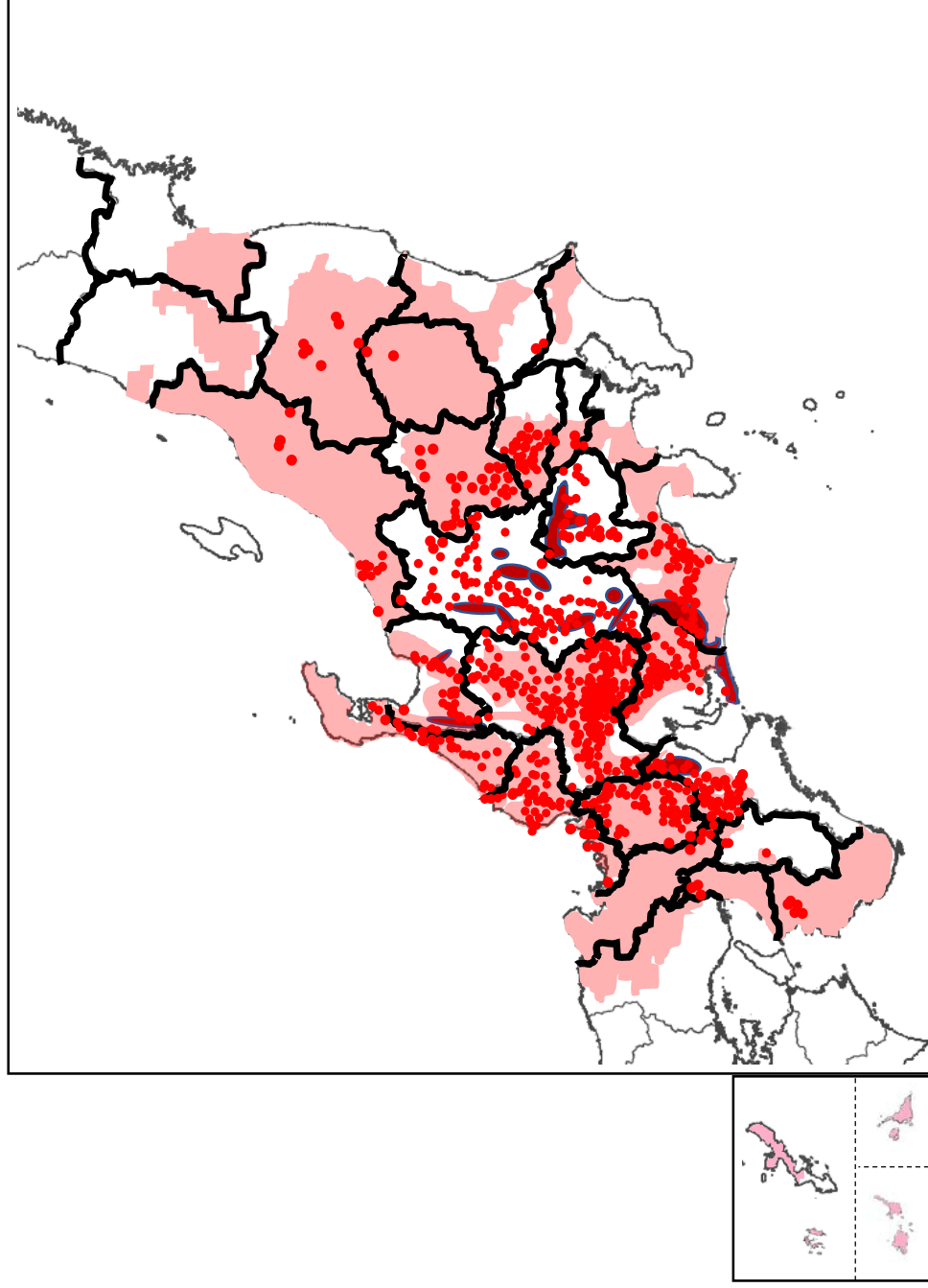


現在の豚熱に係る捕獲重点エリアの設定概要

- 豚熱陽性の野生イノシシが確認されている県及びその隣接県等の27都府県において、養豚場の周辺や、イノシシの移動制限に重要な地域を捕獲重点エリアに設定。



捕獲・狩猟イノシシにおける豚熱及びアフリカ豚熱サーベイランスに係る連携・協力体制の整備状況

都道府県名: 45県集約

種類	項目	構築できていない県	「×」の場合の主な問題点	
捕獲・狩猟イノシシ	捕獲・狩猟体制構築に係る協力依頼状況	①捕獲等の外部への協力依頼: 市町村、猟友会等に捕獲等に係る協力を依頼し、関係者に説明する等体制が構築されているか。	6/45	・猟友会等との調整 ・予算(人件費、採材協力金)の確保
		②他部局への協力依頼: 環境部局や鳥獣部局への捕獲等に係る協力依頼・説明を実施し、協力体制が構築されているか。	1/45	
		③実施要領、フローチャート: 体制運営のための実施要領や役割が示されたフローチャート等を作成しているか	10/45	・現在策定中 ・予算が確定してから策定
	検査体制	①検査に係る統括要員の設置: 家畜衛生部局、市町村職員又は鳥獣部局等による採材から検査まで統括要員が設定されているか。 (統括要員:各部局をまたいでの情報を集約・把握している職員)	7/45	・各部局で対応するため統括部局はそもそも設置していない ・今後設置予定
		②採材者及び採材方法: 家畜衛生部局、市町村職員又は鳥獣部局等による採材者及び採材方法が設定されているか。	4/45	・猟友会等との調整
		③輸送者及び送付方法: 郵送又は持ち込みによる検査施設までの輸送方法(輸送者又は送付方法)が設定されているか。	5/45	・猟友会等との調整
		④検査場所・人員等の確保: 飼養豚の検査との交差汚染防止対策がとられた検査場所、人員、予算、資材が確保されているか。又は外部検査機関における検査実施体制を確保しているか	12/45	・交差汚染防止体制の整備 ・検査機器の整備 ・予算の確保 ・人員の確保
		⑤イノシシの処理方法: 採材後、交差汚染防止対策を講じた上で、適切な埋却や、市町村の焼却施設における焼却等の方法が設定されているか。	9/45	・猟友会、市町村、関係施設との調整
	検査予定頭数 (令和3年度)	※検査目標は1都道府県あたり最低299頭を検討 (検査数) ・ASF: ・CSF:	22/45	・予算(検査費用・協力金)の確保 ・人員の確保 ・体制の整備